



## 国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 富田・武田

(電話) 06-6949-6446

令和3年11月1日

## 奈良県地区のタクシー運賃の改定審査開始について

## ～タクシー運賃改定を行います～

近畿運輸局では、本年4月から7月にかけて奈良県地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更申請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討した結果、運賃改定審査を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

【奈良県地区・奈良県全域】

## 1. 運賃変更申請状況

## (1) 申請の期間

令和3年4月26日～令和3年7月26日(3ヶ月)

## (2) 申請事業者数

23者(対象地域の法人事業者数 57者)

## (3) 申請事業者の車両数

766両(対象地域の全体車両数 1,009両)

## (4) 申請率

75.92%

## 2. 運賃変更申請の概要

## (1) 現在の中型車・小型車を普通車に統合

## (2) 普通車の運賃

① 初乗距離 1km ～ 1.5km(現行1.5km)

② 初乗運賃 600円 ～ 800円(現行上限690円)

(3) 改定率 6.3% ～ 52.4%(平均改定率 22.4%)

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

奈良県政記者クラブ

陸運記者会(ハイタク部会)